

国海安第 69 号の 2  
平成 18 年 8 月 31 日

(社)日本船舶品質管理協会 常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長  
安 藤 昇

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部改正について

標記につきまして、下記省令が平成 18 年 8 月 31 日付で公布されましたので、その概要及び関係資料をご送付いたします。つきましては、関係各位に周知方よろしくお願い申し上げます。

記

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令（平成 18 年国土交通省令第 85 号）

# 船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令について

平成 18 年 8 月  
海事局安全基準課

## 1. 背景

船舶に使用する材料については、従来より SOLAS 条約の規定に従い、船舶設備規程(昭和 9 年逡信省令第 6 号)第 311 条の 23 及び小型船舶安全規則(昭和 49 年運輸省令第 36 号)第 116 条において、代替化が困難である以下に掲げるもの(以下「使用禁止除外部品」という。)を除き、アスベストを含む材料を使用してはならないこととしている。

ロータリー式圧縮機及びロータリーポンプにおいて使用される羽根車

350 を超える高温又は 7MPa を超える圧力下で、火災若しくは腐食の危険性又は毒性がある液体の循環に使用される水密継手又は内張り

1000 を超える高温化で使用される軟性及び弾力性の必要な断熱材

今般、我が国において、アスベストが社会問題化したことから、昨年 7 月の「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」において「アスベスト問題への当面の対応」が取りまとめられ、「アスベスト含有製品について、遅くとも平成 20 年までに全面禁止を達成するまで代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する」こととされた。

これを受け、国交省において船舶に関してアスベストの全面禁止を検討したところ、使用禁止除外部品についてもアスベスト製品を使用せずに製造(あるいは使用禁止除外部品を使用することなく船舶が建造)できるとの結論を得たため、これらの省令のうち使用禁止除外部品の規定を削り、船舶には例外なくアスベストを含む材料を使用してはならないこととする。

## 2. 改正の概要

- (1) 船舶設備規程及び小型船舶安全規則において規定されている使用禁止除外部品の項目を削除する。
- (2) 既存船舶に備え付けられている使用禁止除外部品であってアスベストを使用しているものについては、修繕等当該部品の交換時には、非アスベスト製品に交換することとする。

## 3. 改正のスケジュール

公布日：平成 18 年 8 月 31 日

施行日：平成 18 年 9 月 1 日